

京都府立医科大学附属病院長の選考等に関する規程

平成 30 年 7 月 19 日
京都府公立大学法人規程第 42 号

(目的)

第 1 条 この規程は、京都府公立大学法人組織規則（京都府公立大学法人規則第 1 号）第 11 条に規定する京都府立医科大学附属病院長（以下「病院長」という。）の選考等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(選考会議)

第 2 条 病院長候補者を選考するため、京都府立医科大学（以下「大学」という。）に病院長候補者選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。

2 選考会議は、次の各号に規定する事項を審議する。

- (1) 病院長候補者の選考に関すること。
- (2) その他選考会議の運営に関し必要な事項

3 選考会議は、次の各号に規定する委員をもって構成する。

- (1) 京都府公立大学法人（以下「法人」という。）の理事長（以下「理事長」という。）が指名する法人の理事（病院長である理事を除く。） 1 名
- (2) 大学の学長（以下「学長」という。）
- (3) 学長が指名する大学の副学長 1 名
- (4) 病院長
- (5) 学長が指名する医療安全管理業務経験を有する大学の教授 1 名
- (6) 京都府立医科大学附属病院（以下「附属病院」という。）の看護部長及び事務部長
- (7) 学長が推薦する法人と特別な関係にある者以外の者 2 名

4 前項第 7 号に規定する者は、次の各号に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 過去 10 年間に於いて、法人と雇用関係にないこと。
- (2) 過去 3 年間に於いて、一定額を超える寄附金又は契約金等を法人から受領していないこと。
- (3) 過去 3 年間に於いて、一定額を超える寄附を法人に対して行っていないこと。

5 委員（補欠委員を含む。）は、法人理事会の議を経て決定するものとし、理事長は委員名簿、委員の選定理由及び委員の経歴を公表するものとする。

6 委員が病院長候補者となったときは、当該委員は委員を辞さなければならない。

7 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 選考会議に委員の互選により議長を置き、議長は選考会議を主宰する。

9 選考会議は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができない。

10 選考会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は、特に必要と認める場合には、委員以外の者を選考会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(選考事由)

第 3 条 前条第 1 項の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 病院長の任期が満了するとき。
- (2) 病院長から辞任の申し出があったとき。
- (3) 病院長が欠員となったとき。

2 前項第1号に該当する場合は任期満了の1月前までに、前項第2号又は第3号に該当する場合は速やかに、病院長候補者の選考を行うものとする。

(選考の基準)

第4条 病院長候補者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 学内外を問わず、日本国の医師免許を有する者
- (2) 附属病院の理念及び基本方針に基づいた病院運営を行う能力を有する者
- (3) 医療安全管理業務の経験、患者の安全を第一に考える姿勢及び指導力等を有する者
- (4) 病院での組織管理経験及び高度な医療を司る特定機能病院の管理運営上必要な資質及び能力を有する者

2 理事長は、選考の開始に当たっては、前項の規定により、病院長候補者の選考基準をあらかじめ定めて公表するものとする。

(病院長の任命)

第5条 病院長の任命は、学長の申し出に基づき、理事長が行う。

2 前項の申し出は、選考会議の選考結果に基づき行うものとする。

3 議長は、選考結果を速やかに学長に報告するものとする。

(病院長の任期)

第6条 病院長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることはできない。

2 補欠の病院長の任期は、前任者の残任期間とする。

(病院長の職の取扱い)

第7条 病院長は専任とする。

(庶務)

第8条 選考会議の庶務は、大学事務局総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、選考に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年7月19日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に病院長である者は、当該病院長の任期終了の日まで従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年10月11日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に病院長である者は、当該病院長の任期終了の日まで従前の例による。